

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

訓令	ページ
秋田県公報発行手続規程の一部を改正する訓令(一・一・総務課)	1
秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令(一・二・総務課)	1
秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令(一・三・総務課)	1

訓令

秋田県訓令第十一号

庁中一般
各地方機関

秋田県公報発行手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年四月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県公報発行手続規程の一部を改正する訓令

秋田県公報発行手続規程(昭和三十二年秋田県訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「総務課長」の下に、「(告示及び公告にあつては、総務課の条例等の審査に関する事務を所掌する班の班長)」を加える。
- 第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県訓令第十二号

庁中一般
各地方機関

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年四月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

別表第二部長印の項中「各課局」を「各課」に改め、同表出納局長印の項の次に次のように加える。

局長印	楷書	二四ミリメートル平方	局内各課の連絡調整に関する事務を所掌する課の長				
<table border="1"> <tr> <td>秋田県</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>秋局</td> <td></td> </tr> </table>		秋田県	局長	秋局			
秋田県	局長						
秋局							

別表第二本庁の課長等印の項中「印」を削り、同表の備考中四を五とし、三を四とし、二を三とし、同表の備考一中「局」を削り、同表の備考一を同表の備考二とし、同表に備考一として次のように加える。

- 一 この表において「局長」とは、組織規則第三条第二項に規定する局長をいう。

附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県訓令第十三号

庁中一般
各地方機関

秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年四月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
秋田県行政文書管理規程(平成九年秋田県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第十三条第二項中「主務部長」の下に「(組織規則第三条第二項に規定する局(第二十四条第一項において「局」という。)の長(同項において「局長」という。)を含む。)」を加える。

第二十四条第一項中「他の部若しくは」を「他の部(局を含む。以下この項において同じ。)若しくは」に改め、「部長」の下に「(局長を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第三十五条の二第三項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

別表第一中

部

 を

部 (局長)

 に改め、「本庁の部長」の次

に「又は局長」を加え、同表の備考一中「この表において」を「この表(部長(局長)の項5を除く。)において「局長」とは組織規則第3条第2項に規定する局の長をいい、「部」「とは、「や」「とは」に「第3条」や「第3条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

秋田県松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(862)八七六六
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

